



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 27 年 6 月号

《 所長便り 》

最近、ふるさと納税の問い合わせが増えています。というも、今年から大きく、ふるさと納税の変更がありました。右図を参照

つまりは、たくさん、ふるさと納税をできるようになったよ。しかも面倒くさくなくなったよ。ということです。

いくらなら最小限の負担で最大限寄付できるか？

以下のサイトで計算できますので、興味がありましたら、是非どうぞ。

<http://www.furusato-tax.jp/>

ふるさと納税ポータルサイト ふるさとチョイス

(注：昨年の所得を入力しても、今年の所得が急に下がると損になりますので、おススメしません。最低限、こんだけの所得が出るという数字で算出するのが無難です。)

こんなこと言う私も、最近までやったことがありませんでした。職業柄やっとならないといけないなということで今年初めてふるさと納税を体験してみました。

感想としては、すごい面白いし、すごい楽！

私が選んだのは、これ、カワイのおもちゃのグランドピアノ



3万円の寄付で、貰えるんですよー。

しかも下記のポータルサイトならヤフーでクレジット決済もできるんですよ。

まさに、ネットショッピング感覚で、只でお買い物 (もらい物?) できちゃいました。

さて、ここから真面目な意見

ふるさと納税自体は、おかしな仕組みだと思います。

自治体の地方税争奪合戦になるのが目に見えてますし、総額 (全自治体) の税収が減るに決まっている。ただ、日本においては、納税をした人が馬鹿をみる、そんな風潮がありますし、納税を多くした人が何かしらのメリットがあるということは、国として考えるべきだと思っています。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

所得税でいえば、住民票や戸籍などを自宅に職員が届けてくれたり、公共の健康管理センターなどで人間ドックを無料で受けれたり・・・

納税してる人が偉いのか！基本的人権を守れ！とかそんな意見も聞こえそうですが、昔、国という概念が無く、1つのコミュニティが村とかそんな単位だったとき、皆から税金（租）を集めて、みんなの為に使うという共同の財布が出来上がった。沢山、その財布にいれる人は、皆から敬われるべき人だったと思います。

それが、税金は義務。沢山儲けたのだから、沢山払うのは、あたり前では、払う気なくなっちゃいますよね。

だからこそ、税金を沢山払っている人が敬われる社会が理想なんだと思うわけです。

ただ、皆が税金たくさん払いたいと思うと、私の職業は無くなってしまいますね（笑）

#### 《 経営情報 》 文責：笹

昨年4月に消費税率が8%にアップして以来、都心マンションなど一部を除いて住宅市場は低迷気味となっています。そこで、大幅な減税で需要を喚起したいという狙いのもと、住宅取得資金の贈与に係る非課税措置が平成31年6月30日まで延長されました。

家を買うときに親や祖父母から援助を受けると、一定額まで贈与税が非課税になるのがこの制度。今回の適用期間の延長に加え、非課税限度額も拡充されています。

また、非課税額が一般の住宅よりも多くなる「良質な住宅用家屋」の基準も変更や、非課税措置の適用対象となるリフォーム工事の範囲も拡充されるため、これから住宅を購入される予定の方はしっかりと把握しておくことをお勧め致します。

#### ● 「良質な住宅用家屋」の範囲の拡充

(現行)

1. 省エネルギー性の高い住宅（省エネルギー対策等級4）
  2. 耐震性の高い住宅（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免震建築物）
- のいずれかの性能を満たす住宅

↓

(拡充後)

1. 省エネルギー性の高い住宅（断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4以上）
2. 耐震性の高い住宅（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免震建築物）
3. バリアフリー性の高い住宅（高齢者等配慮対策等級3以上）

のいずれかの性能を満たす住宅

#### ● リフォーム工事の範囲を拡充

(現行) 大規模増改築、耐震リフォーム等

↓

(拡充後) 省エネ、バリアフリー、給排水管等のリフォームを追加

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

<非課税の限度額一覧>

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

ロ 上記イ以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

《今月の税務》

- ・ 4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税  
申告期限…6 月 30 日
- ・ 10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…6 月 30 日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第 1 期分) 納付期限…6 月 30 日
- ・ 源泉所得税納期の特例分 (1 月～6 月分) の納付 納付期限…7 月 10 日
- ・ 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納付期限…7 月 10 日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7 月 15 日

《 行楽日記 》 文責：生田

先日伊勢へ旅行に行きました。G.W 終わった後の土日だった為、高速道路は渋滞なく進みました。鳥羽水族館をのんびり見て回る時間がなかったので、二見シーパラダイスという水族館に行きました。鳥羽水族館に比べると規模は少し小さめですが、お子様連れにはとても楽しく過ごせる場所だと思いました。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

二年ほど前までアッカンベーをするアザラシが有名だった所で、ゴマアザラシに触って写真を撮れたり、アシカのショーを間近で見たり、イルカとキャッチボールできたりと、とにかく動物との触れ合いをメインに掲げているだけあって距離が非常に近く、子供たちは大はしゃぎでした。

ただセイウチの水槽の前にいた時、巨体のセイウチ二頭がもぐったなあとと思ったら目の前に突然ガバーッと出てきたので私と六歳の息子は思わず絶叫、一歳の息子はガタガタ震え出し大泣きしてしまいました（笑）それぐらい迫力満点の体験ができるので、お子様連れの方は近くにお寄りの際はぜひ寄ってみてください。

また、二見シーパラダイスのすぐ側に有名な夫婦岩があり、地方の方に夫婦岩を参拝してから伊勢神宮の内宮→外宮という順番にお参りするのが通例だと聞き、夜に夫婦岩、翌日にお伊勢参りをしてきました。

渋滞さえなければ片道二時間の距離ではありますが、一泊してのんびり過ごせたので良い気分転換になりました。

